

# 長野県建築住宅センターからのお知らせ

長野県建築住宅センターでは、建築基準法施行令第9条の3に定められた「確認審査が比較的容易にできる特定構造計算基準及び特定増改築構造計算基準」による審査(以下「ルート2基準審査」という。)につきまして、下表のとおり確認手数料を新設しました。

これにより、ルート2基準審査を行う確認申請につきましては、確認検査手数料(表第1)の確認審査欄に掲げた額にルート2基準審査に関する確認手数料(表第2)の手数を加算した額が確認手数料になります。

なお、ルート2基準審査手数料は、平成29年4月1日以降センター窓口で受付する確認申請から適用いたしますので、予めお知らせします。

表第1 確認検査手数料

(単位：円)

項 目		確認審査	中間検査	完了検査	中間検検を実施した場合の完了検査	
床面積の合計	区 分					
30 ㎡以内	木造住宅等	6,000	14,000	12,000	11,000	
	その他の建築物	10,000		14,000		
30 ㎡を超え 100 ㎡以内	木造住宅等	10,000	17,000	14,000	16,000	
	その他の建築物	16,000		17,000		
100 ㎡を超え 200 ㎡以内	木造住宅等	16,000	23,000	19,000	21,000	
	その他の建築物	26,000		22,000		
200 ㎡を超え 500 ㎡以内	木造住宅等	26,000	31,000	26,000	31,000	
	その他の建築物	50,000		32,000		
500 ㎡を超え 1,000 ㎡以内	木造住宅等	42,000	50,000	43,000	51,000	
	その他の建築物	66,000		53,000		
1,000 ㎡を超え 2,000 ㎡以内		97,000	70,000	75,000	71,000	
2,000 ㎡を超え 10,000 ㎡以内		210,000	150,000	150,000	140,000	
10,000 ㎡を超え 50,000 ㎡以内		350,000	240,000	230,000	220,000	
50,000 ㎡を超えるもの		610,000	500,000	460,000	440,000	
建築 設備	計 画 変 更 申 請	小荷物専用昇降機	5,000			
		上記以外	8,000			
	上 記 以 外	小荷物専用昇降機	8,000			
		上記以外	12,000			
	小荷物専用昇降機				11,000	
	上記以外				18,000	

工作物	計画変更申請	7,000			
	上記以外	12,000			
				14,000	

表第2 ルート2 基準審査に関する確認手数料

(単位：円)

床面積の合計	手数料
1,000 m <sup>2</sup> 以内	120,000
1,000 m <sup>2</sup> を超え 2,000 m <sup>2</sup> 以内	160,000
2,000 m <sup>2</sup> を超え 10,000 m <sup>2</sup> 以内	190,000
10,000 m <sup>2</sup> を超え 50,000 m <sup>2</sup> 以内	250,000
50,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	500,000